

# 一般積立式期日指定定期預金

令和2年6月15日現在

1. 商品名(愛称)	・一般積立式期日指定定期預金〔確定日型、エンドレス型〕
2. 販売対象	・個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定日型 …………… 3ヵ月超 15年3ヵ月以下</li> <li>・エンドレス型…………… 無期限</li> <li>・満期日は、この預金の全部または一部について預入日から1年後の応当日(据置期間満了日)以後、最長預入期限日までの間の任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヵ月前までに通知が必要です</li> </ul>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分割預入</li> <li>・100円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払戻します (預入分を特定し、当該定期預金の満期日に払い戻すことも可能です)</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します</li> <li>・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します</li> <li>・満期日以後に一括して支払います</li> <li>・1年毎の複利計算、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます)</li> <li>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります</li> </ul>
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金等からの自動振替による預入れができます</li> <li>・マル優の取扱いができます</li> </ul>
10. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率(期限前解約利率)および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複数計算した中途解約利息(期限前解約利息)とともに支払います</li> </ul>
11. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください</li> </ul>
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 …… 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、フリーダイヤル0120-710228)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 …… 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、長野県弁護士会(電話:026-232-2104)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)・関東地区しんきん相談所(電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し立てしていただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)があります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所・関東地区しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</li> <li>・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります</li> <li>・この預金の一部について満期日を指定するときは1万円以上の金額で指定していただきます</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)</li> </ul>

## 定期預金の中途解約利率（期限前解約利率）一覧

### 【 一般積立式期日指定定期預金 】

預入期間	利率
6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上 1年未満の場合	約定利率 × 40%
1年以上 1年6ヵ月未満の場合	約定利率 × 50%
1年6ヵ月以上 2年未満の場合	約定利率 × 60%
2年以上 2年6ヵ月未満の場合	約定利率 × 70%
2年6ヵ月以上 3年未満の場合	約定利率 × 90%

(注) 1. 小数点第4位以下切捨て。

(注) 2. 算出された中途解約利率 ≤ 普通預金の利率 のときは普通預金利率を適用する。